

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成20年  
4月30日  
(水曜日)

## 目 次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一

保安林指定の解除(周防大島町)(森林整備課)……………四

保安林指定の解除(萩市)(森林整備課)……………四

河川区域の変更による廃川敷地等(河川課)……………四

公告

平成二十年度消防設備士講習の実施(防災危機管理課)……………四

職業訓練指導員試験の実施(労働政策課)……………五

開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………六



### 山口県告示第二百二十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年四月三十日から同年五月二十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び和木町役場において公衆の縦覧に供する。

平成二十年四月三十日

一 申請者の氏名又は名称及び住所

山口県知事 二 井 関 成

- 氏名又は名称 三井化学株式会社
- 住 所 東京都港区東新橋一丁目五番二号
- 工場又は事業場の名称及び所在地 三井化学株式会社岩国大竹工場
- 名 称 三井化学株式会社岩国大竹工場
- 所在地 玖珂郡和木町和木六丁目一番二号
- 特定施設に関する事項
- (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使用の方法	
	能 力	工事着手 年月日	工事完成 年月日		使用開始 年月日
三三一二	( $m^3/日$ ) 二四〇	平成二〇、 六、一	平成二〇、 七、一	平成二〇、 八、一	連 続 二四時間 変動なし
"	( $m^3/日$ ) 一〇	"	"	"	断 続 八時間
三三一一	( $m^3/日$ ) 二二〇	"	"	"	連 続 二四時間
三七一口	( $m^3/日$ ) 一四四	"	"	"	"
三七一タ	( $Nm^3/日$ ) 四八〇	平成二〇、 一〇、一	平成二〇、 二〇、一	平成二〇、 一、一	"

備考 「三三一二」及び「三三一一」並びに「三七一口」及び「三七一タ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する静置分離器及び廃ガス洗浄施設並びに同表第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設及び廃ガス洗浄施設をいう。

種 類	構 造	能 力 ( $m^3/日$ )	処 理 の 方 式	間 使 用 時 隔 間	の 一 日 使 用 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
活性汚泥処理施設	製鉄筋コンクリート	二二、五〇〇	活性汚泥	連続	"	"	(既)		(設)
沈殿槽	鋼鉄製	二〇、一六〇	凝集沈殿	"	"	"			
加圧浮上処理施設	"	二二〇	加圧浮上	"	"	"			
"	"	五〇〇	"	"	"	"			
"	"	二、〇〇〇	"	"	"	"			
オイルセパレーター	製鉄筋コンクリート	三、六〇〇	浮上	連続	二四時間	変動なし			

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	浮遊物質 ( $mg/l$ )	窒素 ( $mg/l$ )	
三七一タ	三	二五〇	三〇〇	三	二二
三七一口	一一・五	三、五〇〇	四、五〇〇	二〇	九六
三三一一リ	"	七七	一五〇	二〇	二二〇
"	七	一〇	五〇	三〇	一
三三一一二	六	三	二〇	二〇	五

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口	五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量										種 類										
			活性汚泥処理施設		沈殿槽		加圧浮上処理施設		"		"		オイルセパレーター		項目								
			処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	通	水素イオン濃度 (水素指数)	汚水等の汚染状態の値	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )					
"	八	通	九〇・一	四〇七	"	四	"	"	"	七七	"	四	五二七	六六〇	七〇	一〇三	五六	八	一七	三・一	"	三、四七九	三、六〇〇
"	九、七	最大	二二〇	六〇〇	"	二〇	"	"	"	一五〇	"	三〇	六六〇	七〇	一〇三	五六	八	一七	三・一	"	三、四七九	三、六〇〇	
三	九・一	通	九〇・一	四〇七	"	四	"	"	"	七七	"	四	五二七	六六〇	七〇	一〇三	五六	八	一七	三・一	"	三、四七九	三、六〇〇
一〇	二〇	最大	二二〇	六〇〇	"	二〇	"	"	"	一五〇	"	三〇	六六〇	七〇	一〇三	五六	八	一七	三・一	"	三、四七九	三、六〇〇	
一	一四	通	二二〇	六〇〇	"	二〇	"	"	"	一五〇	"	三〇	六六〇	七〇	一〇三	五六	八	一七	三・一	"	三、四七九	三、六〇〇	
九	二三	最大	二二〇	六〇〇	"	二〇	"	"	"	一五〇	"	三〇	六六〇	七〇	一〇三	五六	八	一七	三・一	"	三、四七九	三、六〇〇	
一	一・八	最大	二二〇	六〇〇	"	二〇	"	"	"	一五〇	"	三〇	六六〇	七〇	一〇三	五六	八	一七	三・一	"	三、四七九	三、六〇〇	
一	二	通	二二〇	六〇〇	"	二〇	"	"	"	一五〇	"	三〇	六六〇	七〇	一〇三	五六	八	一七	三・一	"	三、四七九	三、六〇〇	
三	五	最大	二二〇	六〇〇	"	二〇	"	"	"	一五〇	"	三〇	六六〇	七〇	一〇三	五六	八	一七	三・一	"	三、四七九	三、六〇〇	
〇・五	一	通	二二〇	六〇〇	"	二〇	"	"	"	一五〇	"	三〇	六六〇	七〇	一〇三	五六	八	一七	三・一	"	三、四七九	三、六〇〇	
一・五	三	最大	二二〇	六〇〇	"	二〇	"	"	"	一五〇	"	三〇	六六〇	七〇	一〇三	五六	八	一七	三・一	"	三、四七九	三、六〇〇	
一六〇〇〇	三三〇、七六六	通	二二〇	六〇〇	"	二〇	"	"	"	一五〇	"	三〇	六六〇	七〇	一〇三	五六	八	一七	三・一	"	三、四七九	三、六〇〇	
二四、〇〇〇	三四六、七七四	最大	二二〇	六〇〇	"	二〇	"	"	"	一五〇	"	三〇	六六〇	七〇	一〇三	五六	八	一七	三・一	"	三、四七九	三、六〇〇	

山口県告示第二百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十年四月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
大島郡周防大島町大字西方字五反田二八〇、二八一の一
- 二 保安林として指定された目的  
魚つき
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

山口県告示第二百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十年四月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
萩市大字佐々並字河原二〇三二の三
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

山口県告示第二百二十六号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び山口土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年四月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 河川の名称  
阿武川水系市川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日  
平成二十年四月三十日
- 三 廃川敷地等の位置  
阿武郡阿東町大字徳佐中字上ノ原七六七番五
- 四 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 八七七・〇二平方メートル



(二八九) 平成二十年度消防設備士講習の実施

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条の十の規定に基づき、平成二十年度消防設備士講習を次のとおり実施します。

平成二十年四月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 受講対象者  
次に掲げる講習区分ごとの消防設備士免状を所持している者
  - (一) 消火設備 甲種第一類、甲種第二類、甲種第三類、乙種第一類、乙種第二類又は乙種第三類
  - (二) 警報設備 甲種第四類、乙種第四類又は乙種第七類
  - (三) 避難設備・消火器 甲種第五類、乙種第五類又は乙種第六類
  - 二 講習の日時及び場所
- | 日         | 時                   | 場 所                                 |
|-----------|---------------------|-------------------------------------|
| 平成二〇、九、二五 | 午前九時三十分から<br>午後五時まで | 山口市吉敷四五二五の一<br>山口中央農業協同組合           |
| ” ” 二六 ”  | ” ”                 | 周南市鼓海二丁目一八の二四<br>財団法人周南地域地場産業振興センター |

(二) 警報設備

平成二〇、一〇、八 午前九時三十分から  
午後五時まで  
山口市吉敷四五二五の一  
山口中央農業協同組合

〃 〃 九 〃 〃  
周南市鼓海二丁目一八の二四  
財団法人周南地域地場産業振興セン  
ター

(三) 避難設備・消火器

平成二〇、一〇、二三 午前九時三十分から  
午後五時まで  
山口市吉敷四五二五の一  
山口中央農業協同組合

〃 〃 二四 〃 〃  
周南市鼓海二丁目一八の二四  
財団法人周南地域地場産業振興セン  
ター

三 講習の科目

(一) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項

(二) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

(三) 効果測定

四 講習の一部免除

一の種類の講習を受けた後六月以内に他の種類の講習を受けようとする者は、三の(一)に掲げる科目の受講を免除する。

五 受講申請書の提出期間及び提出先

平成二十年七月十四日(月曜日)から同年八月二十九日(金曜日)までの間に、山口市葵二丁目五番六九号(郵便番号七五三〇八二二)財団法人山口県消防設備協会に提出すること。

六 提出書類

(一) 受講申請書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

七 受講手数料

講習区分ごとに七千円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 その他

受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本部、山口市滝町一番一号 山口県総務部防災危機管理課(電話〇八三一九三三一一三三

六〇)又は財団法人山口県消防設備協会(電話〇八三一九三三一一七七七八)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二九〇) 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。

平成二十年四月三十日

山口県知事 二井 関成

一 試験を行う免許職種及び試験の方法

項	免 許 職 種	試験の方法
一	配管科	学科試験
二	職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)別表第十一に掲げる免許職種(配管科を除く。)	学科試験のうちの指導方法

二 試験の日時

平成二十年六月三十日(月曜日)

(一) 指導方法 午前十時三十分から正午まで

(二) 関連学科 午後一時から

三 試験の場所

山口市滝町一番一号

山口県庁共用第四会議室及び共用第五会議室

四 受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次に掲げる者は、受験できない。

(一) 法第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者

(二) 一の表一の項に掲げる免許職種に係る試験にあつては、法第三十条第五項の規定による実技試験の全部の免除を受けることができない者

(三) 一の表二の項に掲げる免許職種に係る試験にあつては、受験しようとする免許職

種について法第三十条第五項の規定による実技試験の全部及び学科試験のうちの関連学科の免除を受けることができない者

五 受験申請書の受付期間

平成二十年五月八日(木曜日)から同月二十六日(月曜日)まで(郵送の場合は、五月二十六日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験申請書の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)

山口県商工労働部労働政策課

七 提出書類

(一) 受験申請書及び履歴書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)

(三) 技能検定合格証書等受験資格を証する書面

八 受験手数料

三千百円に相当する山口県収入証紙を受験申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十年七月十日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験申請書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部労働政策課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「指導員試験」と朱書き、百二十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部労働政策課産業人材育成班(電話〇八三―九三三―三三三四)にすること。

(一九二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十年四月三十日

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字末武上字宮田

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

周南市鐘楼町三番一号

三和土地建物株式会社

山口県知事

二井 関成

平成二十年四月三十日印刷

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)